

特定秘密保護法の制定に反対する意見書

太宰府市議会議規則第13条第1項の規定により、上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成25年12月3日

太宰府市議会議長 橋本 健様

提出者 太宰府市議会議員 村山 弘行

賛成者 太宰府市議会議員 渡邊 美穂

理由

国会及び政府に対し、国民の権利を大きく侵す危険性を含んでいる「特定秘密の保護に関する法律」を制定しないよう、強く求める。

## 特定秘密保護法の制定に反対する意見書

安倍政権は10月25日、「特定秘密の保護に関する法律案(特定秘密保護法案)」を閣議決定し、国会に提出した。しかし同法案は、特定の情報を政府が恣意的に秘密指定できるようにするもので、後世の検証も担保されておらず、国民にはそもそも何が特定秘密なのかすら明らかにされない。国民の「知る権利」や表現・言論の自由、取材・報道の自由を著しく制限しかねず、拙速な制定は将来に大きな禍根を残すものである。

最大の問題点は特定秘密の定義が極めて曖昧で、行政機関の長の判断次第で恣意的に秘密の範囲が際限なく拡大する危険性が高いことである。秘密を取得した者や漏えいを教唆した者、漏えいや取得を共謀、煽動することも処罰対象となり、処罰範囲がどこまでも広がる恐れがある。どの情報が特定秘密に指定されたのかも秘密とされれば、その情報が特定秘密かどうかを知らないまま、強く開示を求めた市民や市民運動家、市民ジャーナリスト等が罪に問われるケースもあり得る。

また最高懲役10年という厳罰化によって、公務員が記者との接触を過度に避けたり、調査活動をしている研究者や市民が政府情報に近づくことに慎重になり、民主主義の基本である国民の「知る権利」が侵害される恐れが強い。「知る権利」や「報道・取材の自由」への配慮が法案に盛り込まれたとは言え、強制力のない努力規定にとどまる上、報道の「正当な業務」と「著しく不当な方法」の境界線が不明で、取り締まる側が自由に解釈できる余地がある。

さらに秘密指定の基準作りに有識者会議の意見を聞くとされるが形だけのもので個々の秘密指定の妥当性をチェックする権限はないこと、内閣が認めれば30年を超えて永続的に情報開示を拒むことができること、特定秘密取扱いも「適正評価」のため行政機関職員や都道府県警察職員、民間業者などの個人情報調査が可能となり著しいプライバシー侵害の恐れがあること、国会へ特定秘密を提供するかどうかは行政機関の判断に委ねられ提供された情報を漏らせば国會議員も処罰対象になり、国会の国政調査権が大きく損なわれかねないことなど、懸念される点は数多い。

国として特に厳格な管理が必要な情報があることは否定しないが、その場合も後世に検証可能な制度とすべきであり、政府が持っている情報は本来、国民が共有すべき財産であることが大前提である。特定秘密保護法案には、こうした民主主義の基本理念が根本的に欠落している上、情報公開法や公文書管理法の拡充も進んでいない。

何よりも、日弁連をはじめとする法曹界、学者・研究者、言論界などから多くの反

対の声が上がっている。パブリックコメントの8割が法制定に反対であり、マスコミ各紙の調査でも反対意見や慎重意見が多数であり、市民の理解を得ているとは到底いえない。

よって福岡県太宰府市議会は、国会及び政府に対し、国民の権利を大きく侵す危険性を含んでいる「特定秘密の保護に関する法律」を制定しないよう、強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月　　日

福岡県太宰府市議会議長　橋　本　健

衆議院議長　伊吹文明様  
参議院議長　山崎正昭様  
内閣総理大臣　安倍晋三様  
内閣官房長官　菅義偉様  
特定秘密保護法案担当大臣　森雅子様